

令和2年 第8回教育委員会会議録

令和2年8月19日（水）

甲州市教育委員会

第8回教育委員会 会議録

日 時 令和2年8月19日(水)(午前10時から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	保 坂 一 仁	職 務 代 理	荻 原 浩 洋
委 員	矢 崎 秀 明	委 員	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	金 澤 祐 子
教育総務課L	河 村 敬	生涯学習課長	辻 学
生涯学習課L	武 井 一 弘	文化財課長	飯 島 泉
文化財課L	廣 瀬 勝 正	指導主事	小 椋 規 雄
教育総務課L	高 石 宏 満	事務担当	窪 川 はづき

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第13号 甲州市立小学校及び中学校の修学旅行、遠足その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第14号 甲州市新型コロナウイルス感染症対策市外通学児童等学校給食費補助金交付要綱制定について

議案第15号 甲州市新型コロナウイルス感染症対策修学旅行等補助金交付要綱制定について

議案第16号 甲州市スクールサポートスタッフ配置事業におけるスクールサポートスタッフ取扱要綱制定について

日程第3 学校における携帯電話の取り扱いについて

教育長 ただいまから、甲州市教育委員会 8 月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は 4 名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に荻原職務代理者を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、日程第 1 については、以上で終わらせていただきます。
日程第 2 議案第 1 3 号 甲州市立小学校及び中学校の修学旅行、遠足その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長 それでは、日程第 2 議案 1 3 号 甲州市立小学校及び中学校の修学旅行、遠足その他の校外行事の基準に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。概要についてでございます。趣旨といたしましては、児童、生徒数の減少化に伴い、修学旅行を実施する際の参加者数の規定を緩和するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。内容といたしまして、1 番規則改正の背景等でございますが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえて、一般社団法人日本旅行業協会等により「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」が作成され、感染症対策の徹底や保護者からの参加同意書の提出や出発前の体調確認の実施など、これまで以上の厳格な対応が求められております。現在、児童又は生徒数が 10 人未満の学年が存在する学校は、小学校が 5 校、中学校では 1 校あり、10 人未満の学年では不参加者が複数になると参加者が 10 分の 8 未満となるため、修学旅行が実施できなくなる可能性が高い状況となっております。上記を踏まえまして、修学旅行の参加者数について柔軟な対応をとることができるよう所要の改正を行うものでございます。規則改正の内容でございます。修学旅行の参加者数については、実施する学年の全児童又は生徒数の 10 分の 8 以上の参加を「原則」とする、となっております。これにつきまして、修学旅行当日の体調不良等による参加取り止め者発生により、参加者数が 10 分の 8 未満となった場合でも、実施できるようにするものでございます。現行の規則の第 4 条、「修学旅行は実施する学年の全児童又は生徒数の 10 分の 8 以上の参加のもとに実施するものとする」、となっておりますけれども、こちらを「行うことを原則とする」、に改めるものでございます。で、文言でございませぬが、「実施する者」を「行うことを原則に」、ということに改めるものでございますが、この規則の中で使われている言葉がここだけ「実施」という言葉が使われておまして、他の条文は「行う」「行わない」という言葉が使われておりますので、言葉についてもここで統一をさせていただくということで柔軟な対応ができるように改正をするものでございます。よろしく申し上げます。

教育長 以上事務局より提案がございました。何かご質問ご意見等ございますか。

永田委員 はい。

教育長 はい、永田委員。

永田委員 こういうふうには 10 分の 8 以上の参加を命じようとする、緩くしないと、下回ってしまう学校が多々あると。1 人でも 2 人でも修学旅行というのは、非常に印象深い思い出が我々あるものです、私の経験から。そして卒業文集なんかを見ますと、出てくるのは修学旅行か運動会。こういうようなことが、こういう要素があるものですから、そういった意味では原則というこ

とで実施する道が開けたということは大変いいことではないかと思えます。賛成です。

石川委員

質問です。

教育長

はい、石川委員。

石川委員

すいません。6条の生徒30人に対して引率の責任者というのは、1人以上ということなのでしょうか、すごく少なくとも、それは変わらない。

教育総務課長

はい。

教育長

はい、課長。

教育総務課長

第6条にあります「修学旅行における引率の教職員数は、引率の責任者及び養護関係職員を除きまして、参加児童又は生徒数30人に対して1人以上とする」ということで、30人以下でも1人ということ。

石川委員

それは変わらない。

教育総務課長

これは変更ございません。

石川委員

はい、わかりました。すいません。

教育長

それでは、少子化に対する対応として、特に今年はコロナウイルスによる修学旅行の準備を今しているところでありますけれども、体調によって参加できない子どもが出てくる可能性があって、この要綱に引っかかってしまうというふうなことも考えられますので、原則としてというようなことで変更をお認めいただけることでよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

はい、ありがとうございました。

議案第14号 甲州市新型コロナウイルス感染症対策市外通学児童等学校給食費補助金交付要綱制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長

議案第14号 甲州市新型コロナウイルス感染症対策市外通学児童等学校給食費補助金交付要綱制定について、ご説明させていただきます。要綱の概要の趣旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴い、甲州市内に在住し、市外小中学校等に通学する児童生徒の給食費の補助を行うため、所要の整備を行う必要がある。市内に通学する子ども達と市外に通学する子ども達の公平性を保つため、この要綱を定めるものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う家計への影響を考慮し、保護者の経済的負担軽減と子育て世帯の支援を図るため、市立小中学校に通う児童生徒の学校給食費を一定期間無償化しております。4月臨時議会と7月の臨時議会におきまして、現在5月から9月までの給食費が市内小中学校無償化となっております。これに伴いまして、甲州市内に在住し市外小中学校に通学する児童生徒の給食費に対しても負担軽減を図り、引き続き小中学校に通う児童生徒の世帯との均衡を図る必要があるため設置するものであります。上記を踏まえ、子育て世帯に均衡な支援を行うことができるようこの要綱の整備を行うものであります。審議のほどよろしくお願いたします。

教育長

はい。只今事務局より提案がございました。ご質問ご意見等ございますか。

「なし」の声

教育長

議案第14号についてはお認めいただけるということで進めたいと思えます。

議案第15号 甲州市新型コロナウイルス感染症対策修学旅行等補助金交付要綱制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、議案第15号 甲州市新型コロナウイルス感染症対策修学旅行等補助金交付要綱制定についてご説明いたします。要綱の概要の趣旨といたしまして、市立小中学校の修学旅行等の校外行事での新型コロナウイルス感染症対策として生じる費用やキャンセル料などの保護者負担を緩和するため、所要の整備を行う必要があるものでございます。内容といたしまして、

要綱制定の背景でございます。市立小中学校における修学旅行等の校外行事については、一般社団法人日本旅行業協会等により作成された「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を基に、感染症対策の徹底を図り実施していくものでございます。感染症予防のためのバス利用の際の三密対策等の実施、宿泊先変更に伴うキャンセル料等により、参加する児童生徒に対する保護者負担が、例年よりも多くなることが見込まれております。上記を踏まえまして、修学旅行等における感染症対策として要した経費について補助を行い保護者負担の増額を緩和できるよう要綱の制定を行うものでございます。要綱の内容につきましては、修学旅行等における三密対策として必要なバスの増便、変更に要する経費及び宿泊先変更に伴うキャンセル料等の児童生徒の保護者負担額について、補助金を交付するものでございます。こちらの所要額につきましては、各小中学校から聞き取りを行いまして、9月議会にその補助金の補正を提案する予定でございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

教育長 以上、説明がございましたけれど、ご質問ご意見等ございますか。

「なし」の声

教育長 それでは、議案第15号 甲州市新型コロナウイルス感染症対策修学旅行等補助金交付要綱制定については、提案どおりお認めいただきました。

次に、議案第16条 甲州市スクールサポートスタッフ配置事業におけるスクールサポートスタッフ取扱要綱制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 議案第16条 甲州市スクールサポートスタッフ配置事業におけるスクールサポートスタッフ取扱要綱制定について、ご説明させていただきます。要綱の概要の趣旨といたしまして、甲州市会計年度任用職員となるスクールサポートスタッフの任用の勤務条件等について、所要の整備を行う必要があるというものでございます。内容といたしまして、教員の新型コロナウイルス感染症対策への負担軽減及び、業務支援を目的に甲州市スクールサポートスタッフ配置事業を実施するものでございます。本事業において市内小中学校に配置するスクールサポートスタッフは、甲州市会計年度任用職員として任用され、その任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めるため要綱の制定を行うものでございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 只今事務局より説明がございました。何かご質問等ございますか。

永田委員 はい。

教育長 はい、永田委員。

永田委員 この制度と申しますか、スタッフ配置事業というのはいつから。もう長いですか。そうじゃなくて今回のこの社会情勢というかコロナの含めて。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 永田委員さんのご質問にお答えいたします。こちらが、今回の新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、国からですね令和2年度の第2次補正予算のひとつのメニューといたしまして、スクールサポートスタッフを追加配置するというものに基づきまして、こちら国が3分の1の補助、残り半分につきましては地方創生臨時交付金で手当されるものでございます。今回のコロナウイルス対策として、新規に制定された制度でございます。

永田委員 はい。

教育長 いつからですか。

教育総務課長 はい、すいません。この9月議会にこの会計年度任用職員の補正を提案する予定となっております。募集につきましては、ちょっと先行させていただいて、すぐ配置できるように今現在指導主事のほうで調整をさせていただいているところでございます。

教育長 2学期から、出来るだけ早くということです。その他ございませんか。
これ全部の学校につきますか。

教育総務課長 一応全学校に配置する予定であります。ただ人員の確保が、まだ全部にされていないところで
す。

教育長 18校全部につくように、今議会の予算取りを進めています。国の基準はちょっとナンバー級
以上ですから。

教育総務課長 はい、6学級以上です。

永田委員 6学級以上。

教育総務課長 甲州市内で5校、それに満たないものがありますけれども、それについても市単で対応すると
いうことで財政当局と話をして、補正予算の方を計上させていただきました。

教育長 小規模校については非常に厳しい制度で、小さい学校でもやはりコロナウイルス対応をしなけれ
ばならないわけで。小さい学校だからしなくていいということではないと思います。

永田委員 学校規模の大小より、によってしわ寄せをするのではなくて、しわ寄せをかけるのではなくて、
皆そういうふうなことにしっかりと平等に支援をしていくと。

教育長 甲州市としては全部の学校に配置できるように、予算・人を要求してあるということです。こ
の議会で決めていただくということ。

職務代理者 よろしいでしょうか。

教育長 はい。

職務代理者 業務内容っていうのはどういうことをするのですか。

教育総務課長 職務代理者のご質問にお答えいたします。業務内容といたしましては、教員の補助的業務です
ね。プリントのコピーですとか、そういった部分も含めて。後は学校内の消毒作業。

職務代理者 教えるとかっていうことではない

教育総務課長 教えるとかはしないです。

職務代理者 用務員さんなどとは違う。

教育総務課長 用務員さんとはまた違います、はい。後は子どもの健康観察ですとか、そういった補助的な業
務、また校内の消毒作業等の業務に携わっていただくという予定でございます。

教育長 先生方の負担軽減っていうのがひとつあると思いますし、業務支援とか消毒のことについてお
手伝いしていただいたり、プリントなんかも予備として助けていただいたり、そういったこと
だそうです。

永田委員 はい。

教育長 はい。

永田委員 関連のなのですけれども、意見にならないかもしれませんが、よく机を拭いたりとかいろんな
ところを細かい作業をして、この拡大を防ぐための努力をされている。あれを全て担任も含め
て、学校職員だけっていうことになると、これは相当な過重負担になるだろうと。ただ今ま
では、それをやってきた学校、ほとんどやってくれていましたよね。そういった意味では、少
しでもサポートできるようにという、国の方針もあるわけですし、やる人もちょっと地方公務員
法に則ってですね、しっかりとした雇用をするのですよ。そういった意味では、ちょっと来て
お手伝いするようじゃなくて、こういう法律に基づいた任用ですよと、ということがすごく大
事で、そういった意味では非常に大変だろうとは思いますが、いい発案でありますし、しかも
市単で教育長が冒頭の挨拶の中で盛んにその話をしていましたが、その一端がここにもあると
いう、よく理解できました。以上です。

教育長 その他ございますか。
先程課長も言ったように、なんというか人探しですか、人がいないというのが現状でなかなか

厳しい、18人探すのが大変な状況だそうです。また指令が行きましたらお願いしたいと思います。

職務代理者 年齢制限は。

教育総務課長 年齢制限はございません。

職務代理者 特にないですか。

教育総務課長 はい。

教育長 で、1週間で20時間。

教育総務課長 後は、教員を志望している学生さんとか。

永田委員 いいかもしれない。

教育長 それでは、議案第16号については可決されました。

教育総務課 それでは、日程第3 学校における携帯電話の取り扱いについて、教育総務課長お願いします。
日程第3 学校における携帯電話の取り扱いについてご説明いたします。学校における携帯電話の取り扱いについてということで、文科省から通知がございました。こちらの「(5) 教育委員会 教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)から(4)までに関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。」という通知がございまして、別添1をご覧いただきたいと思っております。2に学校種ごとに携帯電話の取扱いというものがございまして、(1)小学校につきましては、平成21年の通知と同様で、原則持ち込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。で(2)中学校でございまして、原則的持ち込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める、というところは同じなのですが、今回またはというところで、一定の条件を満たしたうえで、学校または教育委員会を単位として持ち込みを認めるというものが追加されました。しかし、この一定の条件というのが(1)から(4)までございまして、こういった状況を満たしたうえで、認めるというものが追加をされてございまして、甲州市教育委員会といたしましては、特に必要性ですとかそういった申し出も今のところない状況でございまして、現状を継続いたしまして今までどおり原則持ち込み禁止とし、個別の状況に応じてやむを得ない場合は例外的に認める、ということで継続していきたく思いますけれども、ご審議をお願いしたいと思います。

教育長 只今事務局より提案がございましたけれども、何かご質問ご意見等ございましてか。

職務代理者 はい。

教育長 職務代理者

職務代理者 はい。わたしはこの携帯については、今のままでいいのではないかなというふうに思っています。授業始まってから、別に携帯を使う必要はないと思うので。家に帰ってから学校との連絡はあったりするかもしれませんが、校舎内では必要ではないかなという気がします。

教育長 ありがとうございます。その他ございましてか。

「なし」の声

教育長 それでは、事務局より提案がございましたように、平成21年の通知と同じような原則持ち込み禁止で、やむを得ない場合には例外的に認める場合もあるということで、なんら不便も今のところありませんので、新たな通知で追加した内容についてはやらないというようなことで、取り扱いについては今までどおりということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次回 9月定例教育委員会は9月23日午前9時30分時からに開催したいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 9月定例教育委員会は9月23日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。